

学籍等の異動・欠席届

◎休学

病気やその他やむを得ない事情のため、3ヵ月以上 修学することができない場合は、その学期又は学年の終わりまで休学することができます。ただし、「休学願」に、理由を詳細に記入し、保証人連署の上、クラス担任の押印を受け、学長に願い出て、当該学部の教授会の承認を得なければなりません。その際は、事前にクラス担任に相談のうえ、教務課3・4番窓口で手続きに係る書類を受け取ってください。なお、病気・ケガの場合は、必ず医師の診断書の添付が必要です。

休学期間は、原則としてその年度の終わりまでですが、願い出により休学期間の延長が認められます。ただし、同一学年において3年が限度です。

年度を超えて休学する場合は、次の学年のはじめに、改めて理由を付した「休学願」を提出しなければなりません。

学期の始まりから休学を希望する場合は、原則として学期が始まる前までに「休学願」を提出してください。ただし、事情により遅れる場合は、前期は4月第2週、後期は10月第2週までに休学願を提出してください。

◎復学

休学期間中にその理由が消滅した場合は、「復学願」に保証人連署の上、クラス担任の押印を受け、学長に願い出て、当該学部の教授会の承認を得なければなりません。なお、病気・怪我の治癒による復学は、必ず医師の診断書を添付してください。

◎退学

特別の事情により退学をする場合を、願い出による退学といいます。「退学願」に退学の理由を詳細に記入し、保証人連署の上、クラス担任の押印を受け、学長に願い出て、当該学部の教授会の承認を得なければなりません。その際は、事前にクラス担任に相談のうえ、教務課3・4番窓口で手続きに係る書類を受け取ってください。一方、命令による退学は、学納金の納付を怠ったり、在学年限を超えた場合等です。この場合は再入学を志願することはできません。

学期の始まりから退学を希望する場合は、原則と

して学期が始まる前までに「退学願」を提出してください。ただし事情により遅れる場合は、前期は4月第2週、後期は10月第2週までに「退学願」を提出してください。

◎再入学

「願い出による退学」で退学した者は、退学時の事由が解除された場合、再び同一学科に入学を志願することができます。ただし、査定を受け合格した場合のみ再入学が許可されます。

◎転学部及び転学科

他の学部又は学科へ移ることを希望する場合は、クラス担任及び所属学科長と出願について相談してから志願することができます。

◎個人情報の変更

次の事項に変更があった場合、速やかに届け出てください。

- ・氏名 ・住所（本人・父母）
- ・本籍 ・緊急連絡先
- ・保証人 ・電話番号（自宅・携帯）

◎欠席届

特別の理由により授業又は試験を欠席するときは、次の場合に限り「欠席届」を提出してください。

①試験期間中の欠席の場合

欠席の証明ができるものを添付し、クラス担任の押印を受けて提出してください。

②長期欠席の場合（1ヶ月以上3ヶ月未満）

クラス担任の押印を受けて提出してください。（病気・ケガの場合は、必ず医師の診断書を添付）

学校感染症による欠席の場合は、治療証明書を教務課3・4番窓口提出してください。

学籍等の異動・欠席届に関する手続は、教務課3・4番窓口になります。